

# 1-23 保証契約に関する書面

保証人は保証内容を十分に理解しておく必要があります。そこで、保証人には保証契約(→P194)の締結前と締結時に保証内容を記載した書面が交付されます。ここでは、その書面の記載事項と交付方法について学びます。

## 1 保証契約締結前の書面

重要度 ★★★

貸金業者は、貸付けに係る契約(以下「貸付契約」という)について保証契約を締結しようとする場合には、その保証契約を締結するまでに、一定の事項を明らかにし、その**保証契約の内容を説明する書面を保証人となろうとする者に**交付しなければなりません。

### ● 保証契約締結前の書面の記載事項(一部抜粋)

- ① 貸金業者の商号・名称・氏名、住所、登録番号
- ② **主たる債務者および保証人の商号・名称・氏名、住所**
- ③ 保証期間および保証金額
- ④ 保証契約の種類および効力
- ⑤ 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき(つまり**連帯保証のとき**)は、**催告の抗弁権や検索の抗弁権がない旨**(→P198)
- ⑥ **主たる債務の残高およびその内訳**(元本・利息・賠償額の別)、その総額
- ⑦ 保証人が負担する債務の範囲(極度額など)
- ⑧ 保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項
- ⑨ 弁済の方式
- ⑩ 弁済の方法および弁済を受ける場所
- ⑪ **主たる債務の一部が弁済などの事由により消滅したときは、その事由、金額および年月日**
- ⑫ 保証契約上、**保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨**  
 ※上記のほか、貸付契約の内容も記載事項です。  
 ※8ポイント以上の大きさの文字および数字を用いて明瞭かつ正確に記載します。  
 ※登録番号の括弧書については、記載を省略することができます。

この締結前の書面は「保証契約の概要を記載した書面」と「保証契約の詳細を記載した書面」の2種類から成り、これらは2種類**同時に**交付されます。

## 2 保証契約締結時の書面

重要度 ★★★

### (1) 保証契約書面

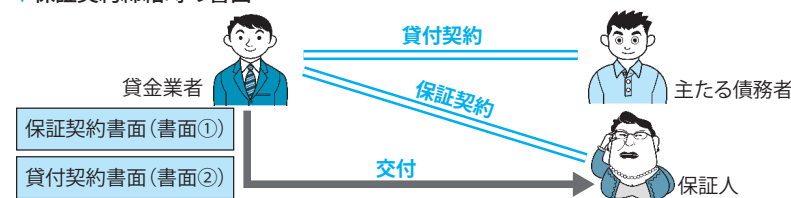
貸金業者は、貸付契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、その**保証契約の内容を明らかにする事項を記載した書面(書面①)**をその保証人に交付しなければなりません。この書面には、保証契約締結前の書面の記載事項のほか、**保証契約の契約年月日**を記載します。保証契約の内容を変更した場合には、契約変更時の書面の交付が必要となることがあります(→P94)。

### (2) 貸付契約書面

さらに、保証契約を締結したときは、**貸付契約の内容を明らかにする書面(書面②→P90)**も、その保証人に交付する必要があります。

保証の対象となる貸付けに係る契約が複数あるときは、その**契約ごとに各事項を記載**しなければならず、1つにまとめて記載することはできません。

#### ▼ 保証契約締結時の書面



※ 書面の交付は、事前に**承諾**を得れば、電磁的方法によることもできます。

#### 練習問題(○×問題)

- ① 連帯保証契約を締結したときに交付する保証契約書面には、催告の抗弁権や検索の抗弁権がない旨を記載しなければならない。
- ② 貸付契約について保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、貸付契約書面を保証人となろうとする者に交付しなければならない。

#### 解答

- ① ○ 連帯保証では、催告の抗弁権や検索の抗弁権がない旨の記載が必要です。
- ② × 保証契約締結前に貸付契約書面を交付する必要はありません。

#### ポイント

- 保証契約書面は、契約締結前の書面に「契約年月日」を加えただけである。
- 保証契約書面のみならず、貸付契約書面も保証人に交付する必要がある。